

# 東通村農業委員会からのお知らせ

## ◎令和2年度農業労働標準賃金を決めました

東通村農業委員会では、令和2年度農業労働標準賃金を下記のとおり決めました。  
この標準額は、目安ですので状況、条件等を勘案し当事者協議のうえ、ご活用下さい。

|                           |              |            |              |             |
|---------------------------|--------------|------------|--------------|-------------|
| 水田・普通畑一般作業<br>(1日当り実働8時間) |              | 男女共        | 6,400円       | (1時間当り)800円 |
| 現物代替の場合                   |              | ※当事者間で協議決定 |              |             |
| 農業賃金(1日当り男共)              | 水田 田植え       |            | 6,400円       |             |
|                           | 水田 稲刈り       |            | 6,400円       |             |
|                           | 水田 一般作業      |            | 6,400円       |             |
|                           | 畑 一般作業       |            | 6,400円       |             |
|                           | その他農作業       |            | 6,400円       |             |
|                           | 大型機械オペレーター   |            | 7,000~8,000円 |             |
| 機械利用料金・10a当り              | 水田 耕起        |            | 5,000円       |             |
|                           | 水田 代掻        |            | 5,500円       |             |
|                           | 田植機          |            | 6,500円       | 苗なし         |
|                           | バインダー、ハーベスター |            | 6,500円       | 糸付き         |
|                           | 脱穀           |            | 300円         | コンバイン用1袋    |
|                           | コンバイン        |            | 15,000円      |             |
|                           | 普通畑 耕起       |            | 4,000円       |             |
|                           | 牧草刈取(モアー)    |            | 2,000円       |             |
|                           | 牧草反転(テッター)   |            | 1,000円       |             |
|                           | 牧草収納(ベラー)    |            | 300円         | 1梱包         |
| 牧草収納(ロール)                 |              | 2,000円     | 1ロール         |             |
| 牧草収納(ラップ)                 |              | 2,500円     | 1ロール         |             |

## ◎下限面積(別段面積)の設定について

農業委員会は、毎年、農地の権利取得要件にかかる下限面積(別段面積)の設定または修正の必要性について、検討することにしております。令和2年度の下限面積について審議した結果、農用地等の保有および利用の現況等から見て、下限面積の見直しは必要ないと判断し、従来どおり50アールに決定しました。

### (留意事項)

農地の権利(所有権、貸借権等)を取得する場合、農地法第3条の許可が必要となります。法律では、農地の権利取得要件として、権利を取得しようとする者は、権利取得後において、面積の合計が50アール以上とならなければ権利を取得できないことになっています。

## ◎賃借料情報について

農業委員会では、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるような地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。当農業委員会管内の賃借料情報を以下のとおり提供いたします。

### 東通村賃借料情報

(1) 田 (10aあたり)

|       | 平均額    | 最高額     | 最低額    | データ数 |
|-------|--------|---------|--------|------|
| 東通村全域 | 9,601円 | 10,000円 | 5,000円 | 152件 |

(2) 畑(普通畑) (10aあたり)

|       | 平均額    | 最高額    | 最低額  | データ数 |
|-------|--------|--------|------|------|
| 東通村全域 | 2,268円 | 9,000円 | 700円 | 86件  |

## ◎農業者年金に加入しませんか?

老後の備えは十分でしょうか?年金は家族一人ひとりの準備が大切です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者なら、年間60日以上農業従事者で加入できます。

詳しくは、農業委員会事務局またはJA十和田おいらせむつ支店へお尋ねください。

## ◎全国農業新聞を購読してみませんか?

地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊農業総合専門誌です。

農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」を考える、農業者の視点でお届けします(月700円)

<問合せ先> 東通村農業委員会事務局 ☎27-2111 (内線120・121)